

第202回愛知県大規模小売店舗立地審議会報告案件(法第6条第2項)

<変更> 1件

業態	店舗名	店舗面積	所在地	用途地域	主な届出内容	市町村意見	住民意見	県意見	備考
住・生活関連品 専門店	ハードストック豊橋	2,106㎡	豊橋市小松町219番 地ほか5筆	第2種住居地 域、第1種中 高層住居専用 地域	○営業時間(午前10時～午後9時30分→午前7時～午後9時30分) ○駐車場利用可能時間帯(午前9時30分～午後10時→午前6時30分～午後10時) ○荷さばき可能時間帯(午前9時～午後6時→午前6時～午後10時)	あり	無	「なし」	



店舗名:ハードストック豊橋

意見区分	市長意見	対応
(1)駐車需要の 充足等交通に係 る事項	<p><駐車場①と駐車場②の市道上での往来について> 駐車場②店舗側には交差点に近い出入口cをはじめ3箇所の出入口が近接してあるが、駐車場①出入口bから駐車場②へ流入する車両と駐車場②から流出する車両や来店者が市道(小松町・北山町20号線)上で交錯して滞留することで、周辺住民の通行に支障が出る恐れがある。 そのため、駐車場利用状況によっては、出入口c～eにおける入口・出口の用途分け、もしくは出入口b付近に駐車場②の出入方法案内看板の設置を行うなど、円滑で安全な市道横断がなされるような対策を検討するように。</p>	<p>駐車場の利用状況に応じて適切な対応を検討致します。</p>
(2)騒音の発生 に係る事項	-	-
(3)廃棄物に係る 事項等	-	-
(4)その他の事 項	-	-